

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月29日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第21号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「下京中学校開設準備室」を「下京区統合小学校開設準備室」に改める。

第2条第1項中「、カウンセラー」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 特に必要があるときは、教育センターに顧問、担当部長又は参与を、指導室及びカリキュラム開発支援センターに担当課長、統括首席指導主事、首席指導主事、課長補佐、担当課長補佐、主任指導主事、専門主事、担当係長又は主事を、下京区統合小学校開設準備室に副室長、担当課長、首席指導主事、課長補佐、担当課長補佐、専門主事又は担当係長を、課に担当課長、首席指導主事、課長補佐、担当課長補佐、専門主事、担当係長又は主任研究員を置くことがある。

第3条第4項中「担当部長」を「顧問、担当部長」に改め、同条第9項中「及び専門主事」を「、専門主事及び主事」に改める。

第4条指導室の款下京中学校開設準備室の項を次のように改める。

下京区統合小学校開設準備室

- (1) 下京区統合小学校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)